

坂戸市訪問型サービスC事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、坂戸市訪問型サービスC（以下「訪問型サービスC」という。）の事業の実施について定める。

(実施主体)

第2条 訪問型サービスCの事業の実施主体は坂戸市とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業の実施ができると認められる法人等に委託することができる。

(事業の内容等)

第3条 訪問型サービスCの事業の内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 生活機能を改善するための栄養改善プログラム

(2) 前号に掲げる者のほか、生活機能を改善するために必要な事項

(栄養改善プログラムの事業内容)

第4条 訪問型サービスCの事業の実施にあたっては、以下の内容を踏まえた上で実施する。

(1) 生活機能の低下により、要介護状態になることを予防し、栄養改善及び健康管理の支援を行い、自立した食生活を確立する。

(2) 管理栄養士等専門スタッフによる事前アセスメント

(3) 個別サービス計画書を作成

(4) 個別サービス計画書に基づくプログラム（栄養相談、体重管理等）の実施

(5) 管理栄養士等専門スタッフによる事後のアセスメント及び評価

(栄養改善プログラムの実施時間・頻度・期間等)

第5条 訪問型サービスCの事業の実施時間・頻度・期間等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 1回あたり概ね60分とし、1月あたり最大4回程度とする。

(2) 3か月を1クールとして実施する。ただし、1クール実施後のアセスメントにより栄養改善プログラムの継続が生活機能の改善に効果的であるとの評価があり、対象者に継続希望があった場合は、さらに1クールに限り実施可能とする。

(利用料)

第6条 利用料については、無料とする。

ただし、プログラムの内容によって材料費等がかかる場合には、実費負担とする。

(留意事項)

第7条 訪問型サービスCの事業の実施にあたっては、以下の事項に留意する。

- (1) 訪問型サービスCは保健・医療専門職による短期集中予防サービスであることから、実績を確認しながら効果的かつ効率的な事業運営に努めること。
- (2) 対象者自身が自身の生活機能の低下等について自覚を持ち、栄養改善に意欲的に取り組み、自立した生活が送れるように支援すること。
- (3) 栄養改善における具体的な指導が必要とされるものに対し、買い物に同行し食材の選択等を行うこと、自宅の食材を用いて調理をし、調理方法について指導を行うことができるものとする。
- (4) 事業が安全に行われるよう、「坂戸市介護予防事業実施における安全管理マニュアル」に準じ、事業を実施する。

(実施場所)

第8条 訪問型サービスCの事業は、対象者の居宅において実施する。

(実施担当者)

第9条 訪問型サービスCの事業は、管理栄養士、保健師等が実施する。

(個人情報の保護)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる事項により、個人情報の保護に努めなければならない。

- (1) 業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び坂戸市個人情報保護条例（平成11年坂戸市条例第14号）に基づき、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 業務に従事している者及び従事していた者は、当該業務に関し知り得た情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(衛生管理等)

第11条 受注者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じなければならない。

(廃止又は休止の届出等)

第12条 受注者は、当該訪問型サービスCの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1か月前までに、次に掲げる事項を

市長に届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に訪問型サービスCの提供を受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 受注者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1か月以内に当該訪問型サービスCの提供を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問型サービスCに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な訪問型サービスCが継続的に提供されるよう、関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。